**釜石市産野生わらびの出荷管理の手続きについて**

**今回の出荷制限解除にあたっては、出荷管理を行うことを条件としていることから、下記のとおりの手続きが必要です。**

**販売するにあたって集出荷者が行う手続き**

**１　釜石市産野生わらび検体の検査を受け、安全を確認。**

**２　市に、・釜石市産野生わらび集出荷届出書(様式第1号)**

**・釜石市産野生わらび集出荷者台帳(様式第２号)**

**・生産者の情報(様式第３号)　を提出。**

**３　市が受理し、その写しを集出荷者が受け取ったら、販売可能。また、集荷するたびに、釜石市産野生わらび採取等管理簿(様式第1号別記)を記入。**

**４　販売の際には、商品の近くに品目、採取箇所、採取日、出荷者の住所・氏名を記載した表を掲示。**

**１　検査を受ける**

● 釜石市産野生わらびを取り扱う予定の集出荷者は、毎年初回の出荷前に、必ず野生わらび検体を検査し、安全を確認

● 野生わらび1検体200gを採取したら、県沿岸広域振興局農林部に検査依頼

● 販売する形態ごとに、産直等であれば各団体から1検体提出、個人生産者であれば各個人ごとに1検体提出

● 検査を申し込む際には、事前に県沿岸広域振興局農林部に検査依頼する旨の連絡

（県沿岸広域振興局農林部　☎**０１９３－２７－５５２４**）

**２　市に届出をする**

● 上記検査にて安全が確認されたら、集出荷者は、集荷する生産者の情報を取りまとめ、釜石市産野生わらび集出荷者台帳（様式第2号。）及び生産者の情報（様式第3号）を作成

● 台帳、生産者の情報を作成したら、釜石市産野生わらび集出荷届出書（様式第1号。）とともに市に提出

●集出荷者は、生産者から集荷したら、その都度、生産者ごとに釜石市産野生わらび採取等管理簿（様式第１号別記。以下、「管理簿」という。）に、採取情報等を記録し管理。管理簿については、市への提出不要

**３　書類の受理**

● 市は、台帳の記載内容を確認し、不備がなければ届出書の「釜石市確認内容」欄に押印をし、台帳番号を記載の上、届出書の受理。届出書、台帳及び生産者の情報の原本は市で管理することとし、その写しは集出荷者に送付。その時点で販売可能

● 集出荷者は台帳や生産者の情報の記載内容に変更が生じた場合、その都度、台帳、生産者の情報を変更の上、改めて変更した内容での届出書、台帳、生産者情報を添え、速やかに市に提出（例えば、産直で野生わらびの生産者が増えた等）

**４　販売する際の表示について**

● 集出荷者は、生産者から集荷した場合、台帳に登録済の生産者が登録内容のとおり採取したものであるかを確認（特に採取場所）し、下記の表の参考に、販売単位ごとに品目、採取地、採取日、出荷者の住所・氏名を商品近くに掲示したうえで販売

　　　(参考例)

|  |  |
| --- | --- |
| 品　目 | 釜石市産野生わらび |
| 採取地 | 釜石市○○町 |
| 採取日 | 令和５年○月○日 |
| 出荷者住所・氏名 | 釜石市○○町　　　釜石　太郎 |

**特用林産物の出荷制限解除・出荷管理・検査の問い合わせ先一覧**

**１　出荷制限の解除等についての問い合わせ先**

県沿岸広域振興局 農林部 林業振興チーム　 TEL：０１９３－２７－５５２４

　釜石市 産業振興部 水産農林課 林業振興係　TEL：０１９３－２７－８４２６

**２　出荷管理等についての問い合わせ先**

釜石市 産業振興部 水産農林課 林業振興係　TEL：０１９３－２７－８４２６

**３　放射性物質濃度検査についての問い合わせ先**

県沿岸広域振興局 農林部 林業振興チーム　 TEL：０１９３－２７－５５２４